



しあわせ信州



信州サステナビリティ・リンク・ローン (脱炭素型) 活用促進制度

長野県環境部ゼロカーボン推進課

制度構築の背景

2050ゼロカーボン達成のために、県内の産業・業務部門における温室効果ガス排出量の約46%を占める中小規模事業者の脱炭素化が重要であり、県は事業活動温暖化対策計画書制度や中小規模事業者省エネ診断、省エネ診断促進事業補助金等により使用エネルギー及び排出量の可視化支援を実施しているが、中小企業が脱炭素の取組を実行するに当たっては資金面のハードルがある状況である。

中小企業の脱炭素化を促進するため、資金面のハードルを乗り越えるための支援が必要であり、本制度の構築に至った。

制度概要

KPI・SPT※¹の達成により融資金利が優遇されるサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）※²に係る事務や費用の負担を軽減することにより、事業者（借入人）がSLLを利用しやすくなる仕組み

※1 KPI(Key Performance Indicator)：重要業績評価指標であり、目標の達成度合いを測定するもの
SPT(Sustainability Performance Target)：KPIに関して達成すべき目標数値

※2 サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）とは…

野心的かつ有意義なサステナビリティ目標を設定し、第三者評価機関の認証を受け、目標の達成状況に応じて事前に契約した融資条件（金利等）が連動する融資制度

（サステナビリティ目標の例：温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の削減、再生可能エネルギーの導入、女性管理職比率 など）

対象者

《借入人》

県内に事業所（工場、事務所等）を有する事業者

※長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」の提出義務のない中小規模事業者に限る。

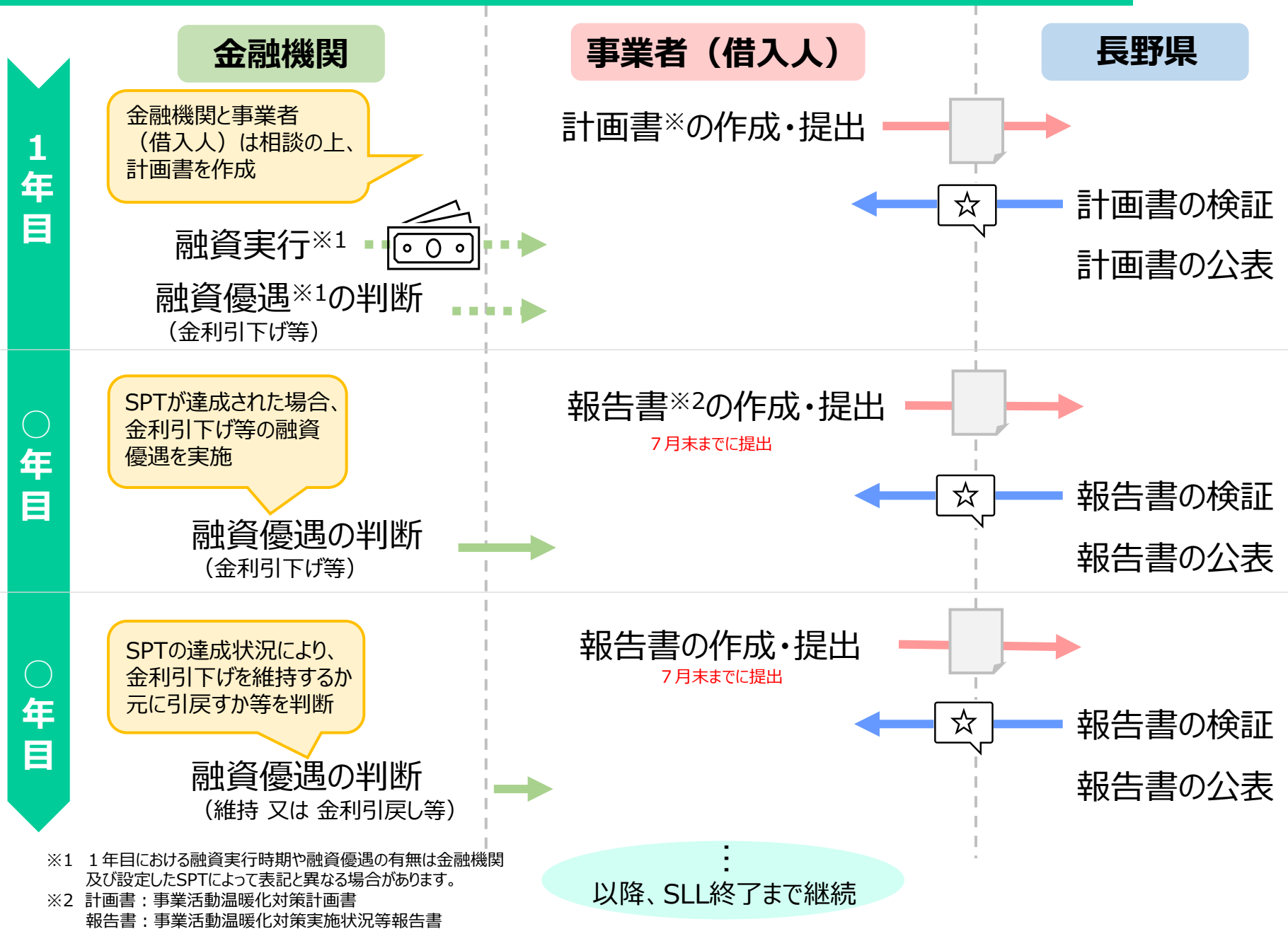
※県内に本社が所在していない事業者も対象とする。

《金融機関》

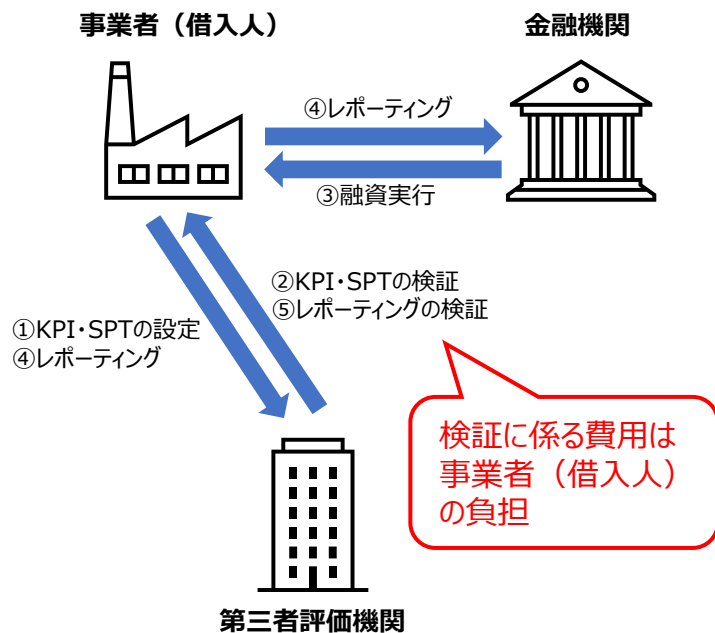
県内に本店を有する金融機関

ローン種別	サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）
特徴	SPTの達成に応じて金利優遇等のインセンティブを付与
資金使途	限定なし
融資金額	上下限なし ※ただし、金融機関が個別に設定することは妨げない。
融資期間	3年以上 ※ただし、金融機関が別途融資期間を設定することは妨げない（3年以上に限る）。
KPI	長野県内に所在する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出量の削減率
SPT	ア <u>事業活動温暖化対策計画書の提出</u> イ <u>温室効果ガス排出量の削減率が年平均 5 %以上</u> ※「事業活動温暖化対策計画指針」に規定する努力目標値
備考	・ SPTの測定には事業活動温暖化対策計画書制度を活用。 ・ 融資の可否、条件等については金融機関との協議による。 ・ SPTが未達成の場合、当初の貸付金利の利率から引き上げるペナルティ措置は認めない。

SLLの流れ

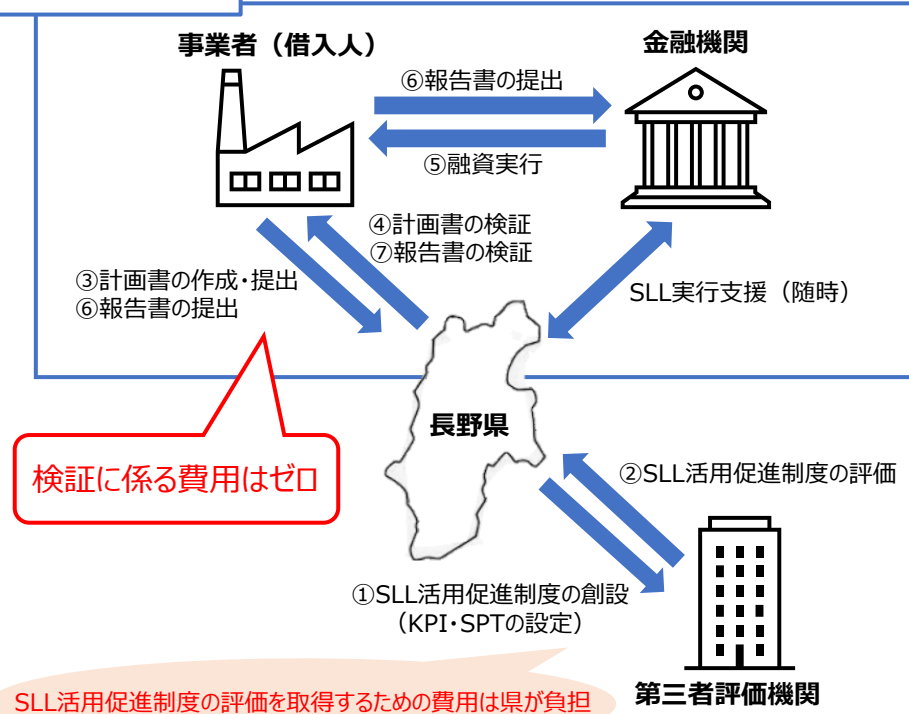


《通常のSLL》



《信州SLL（脱炭素型）活用促進制度》

制度スキーム図



事業者（借入人）の主なメリット

	KPI・SPT設定の事務負担の軽減	第三者評価費用の負担ゼロ	毎年の報告・検証の事務負担の軽減
SLL活用促進制度	既存の事業活動温暖化対策計画書制度の目標値をKPI・SPTとするため個別設定が不要	事業者（借入人）の負担なし	事業者（借入人）は事業活動温暖化対策計画書制度の報告書を提出し、県の確認（評価）をもってレポート・検証とするため追加的負担が生じない
通常のSLL	事業者（借入人）と金融機関が協議し、個別に設定	数百万円／件（借入人負担）	SPTの達成状況について外部検証を受け、金融機関に報告

1. 県への報告

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用してSLLを組成した金融機関は、融資契約の締結及び終了について県に報告すること。

2. 事業者（借入人）への助言等

事業者（借入人）が計画書を作成するに当たり、金融機関は事業者（借入人）の脱炭素化の取組の状況等を踏まえ、適切な助言等を行うことに努めること。

また、SLLの組成後においては、当該事業者（借入人）が提出する報告書により温室効果ガス排出削減の進捗を確認するとともに、目標達成に向けた助言及び支援を行うことに努めること。

3. インセンティブの付与

事業者（借入人）のSPTの達成状況に応じて金利優遇等のインセンティブを付与すること。

金利判定は、事業者（借入人）が県に提出する報告書に基づき各年で実施、又は個別の融資契約において定めた時期に実施。

1. 県への報告（事業活動温暖化対策計画書制度への参加）

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用する融資先企業は、事業活動温暖化対策計画書制度に参加すること。

具体的には、信州SLL（脱炭素型）活用促進制度の活用の際し、計画書を県に提出すること。

また、計画書に基づく計画期間の各年度の取組状況について報告書を県に提出すること。

なお、SLL実行期間中においては、事業活動温暖化対策計画書制度に参加し続けること。

計画書の内容について、次に掲げる変更等が生じた場合は速やかに変更届出書を県に提出すること。

- ①事業を廃止したとき、②事業の経営の統合又は分社を行ったとき、③名称又は所在地に変更があったとき、④SPTに関わる事項について変更があったとき、⑤その他変更届出書の提出が必要と認められる事項について変更があったとき

2. 金融機関への相談・報告

融資先企業は、計画書を作成するに当たり、金融機関に相談すること。

また、計画書に基づく計画期間の各年度の取組状況について報告書を金融機関に提出すること。

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用する金融機関及び融資先企業から提出される書類の審査は、長野県環境部ゼロカーボン推進課が行う。

また、融資先企業から提出された計画書は審査完了日の属する月の翌月に、報告書は提出があった年度の12月に県ホームページで公表する。

提出書類

※提出書類のうち、公表するのは「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」のみ。

様式名	提出時期	対象者
参加表明書（様式第1号）	制度参加時	金融機関
融資実行報告書（様式第2号）	融資開始時	金融機関
融資完了報告書（様式第3号）	融資終了時	金融機関
変更届出書（様式第4号）	変更時	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書（指針※1に係る様式1号）※2	融資開始時	融資先企業
事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針※1に係る様式1号）※2	融資期間中 （毎年度）	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書提出書（指針※1に係る様式2号）	融資開始時	融資先企業
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書（指針※1に係る様式3号）	融資期間中 （毎年度）	融資先企業
エネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表（参考様式）	融資開始時 融資期間中 （毎年度）	融資先企業

※1 事業活動温暖化対策計画指針

※2 「事業活動温暖化対策計画書」及び「事業活動温暖化対策実施状況等報告書」は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」として一体型の様式

提出方法

参加表明書、融資実行報告書及び融資完了報告書は、電子メールで提出。
※紙での提出は受け付けていません。

《提出先》

窓口	長野県環境部ゼロカーボン推進課
電話番号	026-235-7022
電子メール	sho-ene@pref.nagano.lg.jp

提出期限

●参加表明書の提出

制度の活用を希望するとき 又は
承認後に参加表明書に記載した内容に変更が生じたとき

●融資実行報告書の提出

制度を活用してSLLを組成したとき 又は
当該SLL契約に係る変更が生じたとき

●融資完了報告書の提出

制度を活用したSLL契約またはモニタリングが終了したとき

提出方法

計画書・報告書及び添付書類は、電子メールで提出。
※紙での提出は受け付けていません。

変更届出書は長野県環境部
ゼロカーボン推進課あてに
提出してください。

《提出先》

窓口	事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）
電話番号	026-262-1793 又は 026-262-1794
電子メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp

提出期限

●計画書の提出

制度の活用を開始するとき

●報告書の提出

計画書を提出した年度の翌年度の7月末日まで（計画期間中は毎年度）

注意事項

※指針：事業活動温暖化対策計画指針

計画書 兼 実施状況等報告書（指針※に係る様式1号）、計画書提出書（指針※に係る様式2号）、実施状況等報告書提出書（指針※に係る様式3号）及び排出量の算定根拠資料は必ずエクセルファイル（拡張子：xlsx）で提出。

書類作成の流れ

※指針：事業活動温暖化対策計画指針

1. エネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表で、前年度の原油換算エネルギー使用量、エネルギー起源二酸化炭素排出量等を算定
2. 提出書（指針※に係る様式2号又は3号）を作成
（計画書を提出するときは計画書提出書（指針※に係る様式2号）、報告書を提出するときは実施状況等報告書（指針※に係る様式3号）を使用）
3. 計画書 兼 実施状況等報告書（指針※に係る様式1号）を作成
（計画書と実施状況等報告書は一体型の様式）
4. 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクに電子メールで提出書類一式を提出
5. **（書類の修正が必要な場合）** 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクの指摘に従い、書類を修正し、再提出
6. 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクからの審査完了通知（電子メール）を受領することをもって書類の作成が終了

⇒具体的な作成方法等については「信州SLL（脱炭素型）活用促進制度 事業活動温暖化対策計画書 事業活動温暖化対策実施状況等報告書 作成・提出の手引き」を確認すること。

制度概要

事業者から排出される温室効果ガス排出量を「見える化」し、計画※を定めて削減を目指す制度 ※1計画期間につき最大3か年

<対象事業者>

長野県地球温暖化対策条例の規定により、下記の要件に該当する事業者は本制度に参加することが義務付けられているが、要件に該当しない県内に事業所を有する事業者も任意事業者として参加が可能。

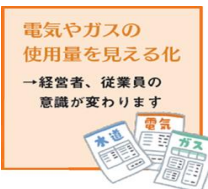
SLL活用促進制度を活用する事業者（借入人）は本制度においては任意事業者の位置付け

【長野県地球温暖化対策条例の規定による要件】

- 県内に設置している全ての工場等のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl／年以上である事業者
- 県内に設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用に伴って排出する二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000t-CO₂／年以上である事業者
- 県内に使用の本拠を有する自動車が200台以上である事業者

<主なメリット>

- 事業者の電気やガス等のエネルギー使用量を入力することで**温室効果ガス排出量を「見える化」**
- 策定した計画に基づいて、具体的取組により**削減を実行**し、エネルギーの無駄を減らすことで温室効果ガス排出量・経費を削減
- 実施状況が優良な事業者は表彰
- 事業者は温暖化対策の取組としてPRが可能



<計画書・報告書の作成支援>

■制度説明会（動画）

下記県のホームページで制度概要や計画書・報告書の作成方法等について説明

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

【説明資料】

- ・制度概要（任意事業者向け）

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/seidogaiyou_nini_240415.pdf

- ・提出書類の作成方法（任意事業者向け）

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/sakuseihouhou_nini_240415.pdf

■任意事業者向け温暖化対策ガイドブック

事業者が省エネ対策及び再エネ導入を進める上でのポイントを紹介

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/ondankataisaku_guidebook2025.pdf

■県内事業者の優良取組事例

県内事業者の優良な温暖化対策の取組事例を紹介

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/shoene_jirei2025.pdf

■ヘルプデスク

制度概要、計画書・報告書の作成方法等について案内するヘルプデスクを開設
計画書・報告書の受付・内容の精査も実施

対応窓口	中外テクノス株式会社
電話番号	026-262-1793 又は 026-262-1794
電子メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp